

群馬大学大学院医学系研究科医科学専攻における講座主任及び  
専攻分野主任に関する内規

平成 29. 4. 1 制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学大学院医学系研究科規程第 3 条第 3 項の規定に基づき、講座主任及び専攻分野主任について必要な事項を定める。

(講座主任の任務)

第 2 条 講座主任の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究に係る講座内の連絡調整に関する事。
- (2) 人事及び予算に係る講座内の連絡調整に関する事。
- (3) その他講座内の連絡調整に関する事。

(講座主任の指名)

第 3 条 講座主任は、当該講座の教授の合議により推薦された教授で、医学系研究科長が指名する者をもって充てる。

(講座主任の任期)

第 4 条 講座主任の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名した医学系研究科長の任期の終期を超えることができない。

2 欠員が生じた場合の補欠の講座主任の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻分野主任の任務)

第 5 条 専攻分野主任の任務は、当該分野の業務を掌理する。

(専攻分野主任の指名等)

第 6 条 各専攻分野（内科学講座及び総合外科学講座の各専攻分野を除く。）の主任は、当該分野の教授とする。

2 各専攻分野（内科学講座及び総合外科学講座の各専攻分野を除く。）に、教授が不在の場合の専攻分野主任は、医学系研究科長が指名する者をもって充てる。

3 内科学講座及び総合外科学講座の各専攻分野主任は、当該講座の教授の合議により推薦された教員で、医学系研究科長が指名する者をもって充てる。

(内規の改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院医学系研究科医科学専攻の講座主任等に関する内規（平成16年4月1日制定）は，廃止する。